

2008年9月29日

新 JICA 環境社会配慮ガイドライン 追加論点について  
情報公開のタイミング「環境・持続社会」研究センター  
国際環境 NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ  
満田夏花（地球・人間環境フォーラム）

(情報公開のタイミングについて)

下記をガイドライン上明記すべきである。

新 JICA は、スクリーニングに関する情報、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等をスクリーニング終了後すみやかに、また、住民移転計画またはそのドラフト、先住民族への配慮に関する計画またはそのドラフトを入手後すみやかに、遅くともアプレイザル実施前までに公開する。これらの情報公開は、カテゴリ A 案件については、有償資金協力および技術協力の場合は新 JICA の協力に関する意思決定、無償資金協力の場合は設計積算調査の実施の可否に関する判断に先立ち、少なくとも 120 日間行われなければならない。

(趣旨)

- ・ スクリーニング関連情報および環境社会配慮に関する主要な文書の早期の公開に関しては、現行ガイドライン上にも規定があるものの明確ではないため、具体的な規定を設ける必要がある。
- ・ アプレイザル実施段階において、これらの情報がパブリック・レビューにかけられ、一般からの意見が提供可能になっている必要がある。

(現行ガイドラインの規定および運用)

現在のガイドライン上の規定は下記の通りである。

「本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。

- ・ スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。
- ・ カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」

FAQ には、下記の通り記述されている。

「なおスクリーニング情報の公表については、特に重大な影響を及ぼす恐れのあるカテゴリ A のプロジェクトについては国際機関の例を参考に、意思決定に先立ち 120 日程度は公表が可能となるよう努力して参りたいと思います。」

以上